

“デュー・プロセス”への旅

白取 祐司

初めて私が“田宮・デュー・プロセス論”に触れたのは、法学部の学生の頃だ。所属した刑事訴訟法ゼミの先生、能勢弘之教授は、司法試験受験生だった私に、田宮裕（敬称略）を読むよう勧めてくれた。そこで私は、田宮『刑事訴訟法入門』（有信堂）や、松尾浩也と共著の『刑事訴訟法の基礎知識』を夢中で読んだ。田宮は言う。刑事訴訟法は、単なる手続の解説ではなく、「高度に技術的な要因を含むと同時に、すぐれて思想的な基盤に立脚している」（『基礎知識』はしがき）、と。そして彼は、わが国の刑事司法の現実を動かしている根元的思想因子を、実体的真実主義とデュー・プロセスとの対立と捉えるのである。このとき田宮は33歳、気鋭の若手研究者だった。田宮は、「適正手続」をあえてデュー・プロセスと表記した。当時、団藤にも平野にもでてこない、「デュー・プロセス」という清新な響きに魅せられたのは、私だけではなかった。

その後私は、刑法を研究すべく大学院に進んだ。司法修習を終えて博士後期課程に戻ってきた私に、能勢教授はフランス刑法を研究するよう勧めた。だが、当時（1980年代）のフランス刑事訴訟法に、デュー・プロセスはでてこないのだ。焦った。なんのためにフランス法をやるのか。しかし乗りかかった舟、フランスの一事不再理原則を取り上げ、なんとか比較法論文を書いて博士号を取得することができた。それでも気は晴れない。ただ、周りに留学を勧めるフランス法研究者が多かったこともあって、1989年秋から2年間のフランス留学が決まった。行った先のボワチエ大学の私の扱いは、「大学院生」。博士課程の院生に混じって過ごすのだが、これが良かった。語学の訓練になるし、質問もできる。そこ

で私は、親切そうな院生をつかまえ、「フランス語で“デュー・プロセス”はどう言うのか」、と聞いた。少し考えこんだ彼女は、ゆっくりした口調で、「プロセ・エキタブル」（procès équitable）と教



えてくれた。ただし、この言葉は、当時はまだ刑事訴訟法の概説書には載っておらず、大学院の授業でも登場しなかった。フランスはまだまだ職権主義と実体的真実主義の国だったのだ。

ところで、フランス人はプライドが高く、法学者も自国の法が最高だと思っている。したがって、外国法への関心は薄い。しかしこれには例外があって、EU法、欧州人権条約、欧州人権裁判所の判例は、政治的に重要なだけでなく、フランス国内法との齟齬がないよう法律家も立法者も絶対に無視できない。現にイタリアとフランスは、刑事手続に関して欧州人権裁判所からいくつもの「有罪」判決を受けており、国内法の整備が急務とされていた。そのような状況下で公にされたのが、刑事司法と人権委員会が1989年と1990年に相次いで公表した報告書『刑事事件の始動に関する報告書』（公刊物として1991年に出版）である。委員会の座長の名を採って「デルマス＝マルティ報告書」と呼ばれるこの報告書は、当時の刑事法院生の必読文献であった。そして、この報告書の提案する新しい手続モデルの中には、遂に発見した。しっかりと、手続の質を確保するためには、「プロセ・エキタブル」（procès équitable）でなければならない、と明記されているのだ。

1991年3月26日と27日、パリのポンピドゥー・

センターで、公立情報図書館とル・モンド共催で「刑事手続と人権」と題するシンポジウムが開催された。歴史的転換点となるかもしれないこのシンポに、他の院生とともに私も参加した。壇上には、デルマス＝マルティはじめ上記委員会メンバーのほか、多彩な実務家、研究者が居並び、2日間にわたって刑事司法の改革を訴えた。正直いうと、フランス語が未

熟な私には、内容を十分把握できなかった。それでも、改革への熱い思いが伝わってきて、胸が熱くなった。

デルマス＝マルティらの提案、要するに、欧州人権条約の要求する適正手続をフランス法に取り入れようという提案は、外国人の私の目には当然のようにも思われたが、糺問主義的伝統と真実発見を重視

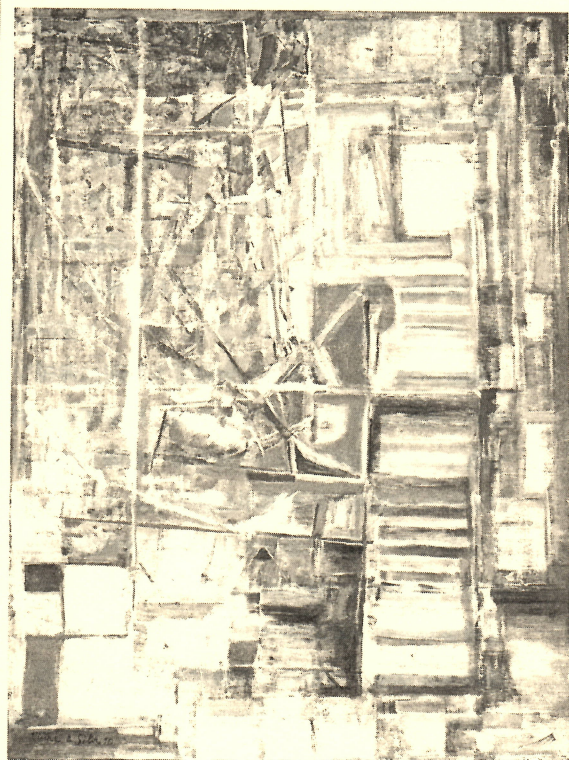
するフランスの保守層には、受け容れがたいものだったようだ。結論を言うと、このときの提案は結局立法に結実しないまま葬り去られた。しかし、ここで蒔かれた種は20年後に実を結ぶことになる。2000年の「無罪の推定」法である。

2000年法は、刑事訴訟法の冒頭に9つの基本原則を掲げることを提案する。その第1条に、「刑事訴訟は、適正（équitable）かつ当事者主義的でなければならない」、とある。フランス刑訴法に初めてデュー・プロセスが基本原則として定められたのだ。

さらに時が経過して、2018年11月に始まるカルロス・ゴーンの逮捕劇。海外からの日本の刑事司批判に混じって、ゴーンのフランス人弁護士が（フランスのテレビ番組で）日本を批判して言った。「フランスと違って、日本に適正手続は存在しない・・・」

そろそろ、私の“デュー・プロセス”の旅も終わりにしようと思う。

（法学部教授）



Procès pénal et Droits de l'Homme

Emergence d'une conscience européenne, héritages culturels et résistance des pouvoirs
Colloque européen • 26 et 27 mars 1991 • Grande salle du Centre Pompidou
organisé par la Bibliothèque publique
d'information et le journal Le Monde

Avec le soutien du Ministère de la Justice • Coordination

Centre Georges Pompidou
Bibliothèque publique d'information

1991 年シンポジウムポスター